

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会規則第 号

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則（平成20年宮崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条の2第5項及び第6項の規定に基づき、指導が不適切な教員に係る認定等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条第5項及び第6項の規定に基づき、指導が不適切な教員に係る認定等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。
(認定の手続等)	(認定の手続等)
第3条 県教育委員会は、法第25条の2第1項の認定に当たっては、市町村立学校教員にあっては所管する市町村教育委員会教育長、県立学校教員にあっては当該県立学校の校長（以下「所属長等」という。）からの申請によって行うものとする。	第3条 県教育委員会は、法第25条第1項の認定に当たっては、市町村立学校教員にあっては所管する市町村教育委員会教育長、県立学校教員にあっては当該県立学校の校長（以下「所属長等」という。）からの申請によって行うものとする。
2・3 [略]	2・3 [略]
4 県教育委員会は、法第25条の2第1項及び第4項の認定に当たっては、当該教員から書面又は口頭により意見を聴くものとする。	4 県教育委員会は、法第25条第1項及び第4項の認定に当たっては、当該教員から書面又は口頭により意見を聴くものとする。
(審査委員会)	(審査委員会)

第4条 県教育委員会は、法第25条の2第1項及び第4項の認定に	第4条 県教育委員会は、法第25条第1項及び第4項の認定に当た
当たっては、教育学、医学、心理学その他の児童生徒に対する指	っては、教育学、医学、心理学その他の児童生徒に対する指導に
導に関する専門的知識を有する者及び保護者で構成する審査委員	関する専門的知識を有する者及び保護者で構成する審査委員会（
会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。	以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。
2・3 [略]	2・3 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。